

件名	愛媛県営住宅管理条例の一部を改正する条例
主管課	建築住宅課
根拠法令等	公営住宅法(昭和26年法律第193号)、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)、公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)
<p>【改正の概要】</p> <p>改正経緯</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により公営住宅法が改正されたことに伴い、これまで公営住宅法等で規定されていた公営住宅に入居することができる者の収入の上限等の基準について、県の条例で定めることとされたものである。</p> <p>条例委任された基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 身体障害者である場合など特に居住の安定を図る必要がある入居者の要件及び収入の基準(裁量階層の要件及び収入基準) 2 1以外で居住の安定を図る必要がある低所得者の収入の基準(本来階層の収入基準) <p>改正内容</p> <p>これまで公営住宅法等で規定されていた基準どおりに県の条例に規定する。 (裁量階層の要件については、愛媛県営住宅管理条例施行規則において規定)</p>	
施行日	公布日
<p>【その他参考事項】</p>	